

大学教務実践研究会（2023）

教務課題検討フォーラム

カリキュラムを取り巻く法令・制度の理解を深める
【配付用抜粋版】

2023年12月16日 10:00～
東京都立大学 宮林 常崇
茨城大学 大津 正和

この講習会で扱う内容は、所属機関の見解ではなく個人の見解です

分科会の趣旨・構成

【趣旨】

カリキュラムの見直しや授業科目を新たに開講する時に確認すべき法令や制度はどのようなものがあるでしょうか。オンラインの活用や PBL をはじめとした教育方法の多様化や大学教育の質保証といった大学を取り巻く政策の変化に対応するためには、現行の法令・制度や政策動向をより確かに理解しておくことが不可欠です。

本分科会では、法令・制度・政策動向を表面的に理解するのではなく、大学の裁量、歴史的経緯、組織文化といった多様な切り口でこのテーマ捉えなおすことで、参加者がそれぞれの現場で教育改善に貢献するために有用な知識・理解を身につけるきっかけとします。

【構成】

- 1 導入（担当 宮林）
- 2 大学の授業をとりまく制度の歴史（担当 大津）
 - ・ 大学教育の基本的な制度（カリキュラム、単位制度、成績評価）
 - ・ 教育の質保証
 - ・ 教務業務の役割
- 3 実務における今後の論点（担当 宮林）
 - ・ 学位から考える政策動向
 - ・ カリキュラムを取り巻く制度
 - ・ 遠隔授業を改めて確認する
 - ・ 学内ルールの点検
- 4 ≪対面参加者のみ≫意見交換と全体共有

導 入

- ・大学教育を取り巻く制度や環境の変化を確認しましょう。

質問 制度や環境の変化

経営学部データサイエンスコース や 工学部情報科学科で数学が苦手な学生のために「基礎数学Ⅰ（2単位・必修科目ではない）」を開講しますが、授業内で中学生レベルの数学を教えるもいいでしょうか？

大学教務のための7つの指針

1. 大学の裁量が大きいことを理解する。
2. 関係法規や政策を理解して適切に判断する。
3. 教育の論理を常に重要視する。
4. 学生の多様性を尊重する。
5. 社会常識に照らして検討する。
6. 他の構成員と連携を深める。
7. 力量を高める機会をつくる。

(出典) 中井・宮林編(2023)「大学の教務Q&A第2版」玉川大学出版部

大学の授業をとりまく制度を、その経緯を踏まえて、より深く理解しましょう

- ・大学教育の基本的な制度（カリキュラム、単位制度、成績評価）の要点を、歴史的視点から振り返りましょう。
- ・教育の質保証の考え方を整理しましょう。
- ・教務業務の役割を振り下げてみましょう。

担当：大津 正知（茨城大学）
masatomo.otsu.zc52 @ vc.ibaraki.ac.jp

1-1. 大学のカリキュラムの変遷

「学士課程」とは

1998年 大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―』

→「学部（学士課程）」と括弧付きながら初めて学士課程という用語が使用
（もともと「学士課程」は、一般教育学会（現大学教育学会）の造語）

2005年 中教審答申『我が国の高等教育の将来像』

「大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」

2008年 中教審答申『学士課程教育の構築に向けて』

「学部教育」・・・以前は、教養教育に対する専門教育の意味合いも

1990年代～ 大学においても「教育課程」の考え

← それ以前はどうだった？

大学設置基準による科目設定

「大綱化（1991）」以前の大学教育

○一般教育



一般教育科目				外国語科目		保健体育科目		計
人文 科学系	社会 科学系	自然 科学系	計	英語	第二外 国語語	講義	実技	
3科目 12単位	3科目 12単位	3科目 12単位	9科目 36単位	8単位	—	2単位	2単位	48単位

※総合科目の設置、一般教育科目の一部を専門教育科目等への振替え可など、弾力的運営は順次進んでいた。

○専門教育（124単位以上 - 一般教育の単位数）

現在の大学設置基準

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

<ポイント>

- ・設置基準による授業科目の指定は撤廃 →大学の裁量と責任
- ・DP、CPに基づき、体系的な教育課程を編成 →新たな観点
- ・幅広く深い教養、総合的な判断力、豊かな人間性など、いわゆる一般教育的な要素が必要なくなったわけではない
→多くの大学で、専門教育＋共通教育、教養教育等の枠組みは残る

一般教育と現在の共通教育の比較

		一般教育	現在の共通・教養教育
目的	人材像	広く豊かな人間性、良き社会人	社会の変化に主体的な対応、将来を切り開くことのできる総合的人間力
	教育内容	幅広い知識、専門教育への準備	大学教育への適応（初年次教育、能動的学修への誘導）、専門教育との有機的連携
高校教育との接続		特になし	入門科目、リメディアル教育
授業科目の特徴		人文・社会・自然系の3系列均等履修	リテラシー科目、キャリア科目、テーマ別の科目設定
カリキュラムのスコープ		小 ←————→ 大	
卒業に必要な単位数		多 ←————→ 少	
1科目あたりの単位数		多 ←————→ 少	

1-2. 単位制度導入の意義

大学設置基準における単位制度

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項（＊）に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

（＊ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用）

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

単位制度とは

大学の単位制度〔credit〕

→科目選択制（カリキュラムの自由化）

→**授業時間外の自主的な学びの重視**

→満足な学修成果

・・・今日の大学（新制大学）の教育理念の反映
（「一般教育」導入の根幹となる制度）

新制大学：一般的、人間的教養の基盤の上に、学問研究と職業人養成を一体化

⇔旧制度：専門化があまりに狭い、職業的色彩が強い

（米国教育使節団報告書1946）

単位の計算基準の変遷

	1947年〔S22〕 大学基準（大学基準協会）	1956年〔S31〕 大学設置基準（省令化）	1973年〔S48〕 改正	1991年〔H3〕 改正	2022年〔R4〕 改正
1単位の計算基準	<p>講義：毎週1時間15週（1時間の講義に対し教室外2時間の準備又は学習）</p> <p>演習：毎週2時間15週（2時間の演習に対し1時間の準備）</p> <p>実験、実習、製図等：毎週3時間15週</p>	<p>教室内及び教室外を合わせて45時間の履修時間</p> <p>講義：毎週1時間15週（※毎週1時間半15週、毎週2時間15週も可）</p> <p>演習：毎週2時間15週（※毎週1時間15週も可）</p> <p>実験、実習、実技等：毎週3時間15週</p>	<p>教室内及び教室外を合わせて45時間の履修時間</p> <p>講義：15時間（※22.5時間、30時間も可）</p> <p>演習：30時間（※15時間も可）</p> <p>実験、実習、実技等：45時間</p>	<p>標準45時間の学修</p> <p>講義・演習：15～30時間の授業</p> <p>実験・実習・実技：30～45時間の授業</p> <p>※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間</p>	<p>標準45時間の学修</p> <p>授業方法に関わらず、おおむね15～45時間の授業</p> <p>※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間</p>
単位の授与	一科目に対する課程を終了した学生には単位を与える	一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与える	従前のとおり	従前のとおり（ただし、卒業論文等の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える）	一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える
備考		一般教育科目は原則として四単位とする等の定め	・三学期制に対応 ・1971年の改正から「各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする」	一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分等の規定の削除	

45時間の学修量は維持
 運用の弾力化、柔軟化
 (技術的な見直し)
 ↓
 単位制度の形骸化・空洞化は改善されず

単位制度の課題

少ない学修時間や単位制度の無理解もさることながら、授業中心主義（「教える」>「学ぶ」）、不十分な能動的学修への誘導、授業科目増のカリキュラム編成、、、
様々な教育改善活動（授業改善（FD）、シラバスによる学修誘導、GPA制度、、、）

→ 単位制度のサブシステム

単位の実質化が確立→早期卒業、CAP制等も意味をもつ

2022年10月の大学設置基準の改正

<大学> 計算方法の変更に終始 ⇔ 単位制度の再構築
(大学教育の実質化)

1－3. 成績評価再考

大学設置基準における成績評価

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

・・・成績評価の具体的な方法は大学の裁量

成績評価の歴史

当初(明治期～)の大学の成績評価

・・・素点(100点)方式〔成績による席次〕

大正中期

⇒段階評価へ (**優、良、可、不可**が代表的)

・・・受動的学修→「自修」「独創」(学問の本質)

全科目必修→科目選択制(科目履修制)
学年進級制度の廃止、卒業式の廃止

評価方法 = 教育思想、教育制度全般に影響

---戦後の大学改革期を経て、2000年代まで継続

G P A 制度とは

【G P A : Grade Point Average】

アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種、一般的な取扱いの例は次のとおりである。

- ① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（A、B、C、D、F）で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均（G P A、グレード・ポイント・アベレージ）を出す。
- ② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のG P Aが2.0以上であることが必要とされる。
- ③ 3セメスター（1年半）連続してG P Aが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。（但し、これは突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。）

なお、このような取扱いは、1セメスター（半年）に最低12単位、最高18単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的である。

『学士課程教育の構築に向けて（答申）』用語解説から

- ・段階評価（合格4段階）を行う（GP）
- ・単位当たり平均を算出（GPA） --- 単位の質
→ 様々に活用、他の制度と連携

GPAの活用：キャップ制の除外、留学条件、奨学金受給資格、、、

GPAを補助する制度：履修アドバイザー制度、履修中止制度、、、

GPAを掘り下げてみると

なぜGPA 2.0が卒業や退学勧告の基準になるのですか？

授業の到達目標に到達「C」

D：「十分とは言えないが、ある程度の学修達成はあった」、「望ましい水準には不十分だが、一応の合格」という評価

Grade	GP
A : Excellent/Outstanding	4
B : Good	3
C : Satisfactory/Acceptable/Fair	2
D : Passing/Poor	1
F : Failing	0

<Dの存在意義>

- ・僅かに合格点に達しない学生と0点の学生との違い
- ・ある程度の達成はあった科目も不合格となれば、卒業延期になりかねない
- ・卒業延期を避けるため、教員が評価を甘くすることを避ける

GPA制度の意義

GPA制度に導入にはどのような意義があるのでしょうか？

段階評価（達成度） ⇔ 素点評価（100点満点）

- ↳ ・素点評価（知識の量を測る場合や順位を付ける場合に適）に適さない、知識・理解だけではなく技能、態度等を含めた総合的な評価を実施
- ・到達目標に対する達成具合を評価

大学教育：知的、道徳的及び応用的能力を育成
・・・適した評価方法とは？

「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（学校教育法）

GPA制度：大学の教育理念や単位制度の趣旨と連動

単に素点を区切って段階評価に変換し、その単位あたり平均をとったものではないのだが、、、

成績評価 = GPA ?

単純に「成績評価 = GPA」ではない

評価対象/何を

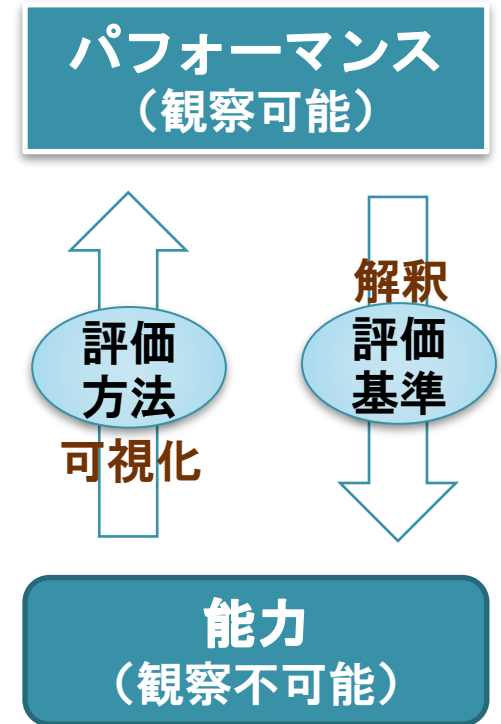
- ・知識、技能、意欲
- ・成果〔総括的〕／過程〔形成的〕

評価基準/どのような尺度で

- ・到達度の設定
- ・相対的な基準（Sの割合・上限）

評価方法/どのようなデータから

- ・筆記テスト、レポート、実演、ポートフォリオ、口頭試問・・・



2. 「質を保証する」とは？

おさらい

大学のカリキュラム

- ・授業科目の指定の撤廃(1991)
- ・DP、CPに従い、体系性の確保のもと自由化
→大学の判断で、教育内容、方法を決定

単位制度、成績評価

- ・大学教育の理念の具現化
- ・十分な学習成果の保証

⇒大学が、測定、評価、検証を行う必要性

測定assessment：学生の学びの情報を組織的、計画的に収集すること

評価evaluation：収集した情報の分析や何らかの基準に基づく価値づけを行うこと

検証verification：実際の情報や分析結果から教育プログラム等の効果を証明すること

⇒ 教育の質保証

教育における質とは？

「質」 卓越性？ 欠陥なし？

↳ 目的適合性

大学が掲げる教育の目的（到達目標）に対し教育の効果（学習成果）があがっているか

目的：大学が独自に設定（カリキュラムも大学の裁量）
← 法令の規準、社会の要請

教育の質 = 学習成果

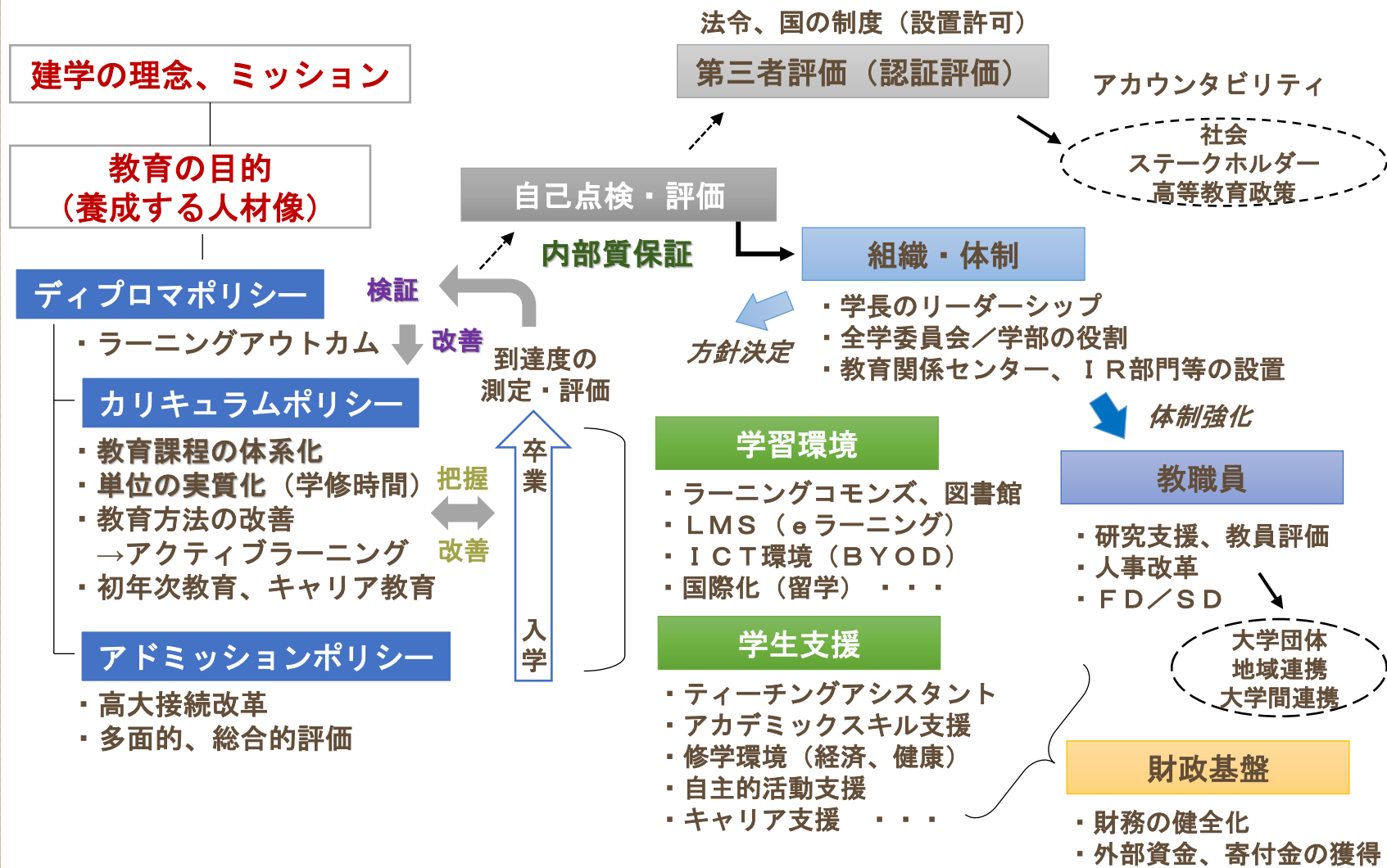
〔大前提〕大学の責任

質の保証（内部質保証）の仕組みの必要性

中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告（2009）

「最終的に保証されるべきは、学生の学びの質と水準である。その保証は、それぞれの大学が責任を持つことが大前提である。学生の質は社会が評価するものであり、その評価を大学が直接コントロールすることはできない。大学ができるのは、学生の質を保証するための体系を適切に整えること、そして、その質が常に向上するような工夫改善を可能とする仕組みを機能させることである。」

教育の質保証システム（概念図）



教育の質保証のポイント

質保証 ≠ 特定の取組

= システム（関連する取組の総体）

→ 2つのポイント

- ・全体の制度設計
- ・基点となる「目的」（∵目的適合性としての質）

カリキュラムの自由化、学生の多様化、・・・

⇒ 大学が自律的に**目的（役割）を明確化し、**
それに応じた**教育の仕組みを設計、機能させる**

3. 質保証と教務業務

政策動向と大学運営の概略

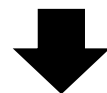
高等教育の動向（自由化→質保証）

〈法令改正〉



・・・大学設置基準等の法令改正、評価制度

各大学の制度、規程



・・・大学の組織文化、教職員の行動様式

《大学を取り巻く社会環境》

実際の運用

→大局的な高等教育の動向の認識、法令（改正）の理解に加え、大学の組織文化を踏まえた「落とし込み」（「骨抜き」ではない）が重要

教務業務を振り返ると

教務業務

通常：単位や成績の事務処理、教員・学生対応、・・・

改善：制度設計（見直し）、法令改正対応、・・・

政策動向 → 制度設計 → 運用

- * 通常業務は、制度の趣旨の浅い理解でも履行可能だが、・・・
- * 制度を見直す趣旨は？（←形式的に対応？）
- * 大学の組織文化を考慮して、システムとして教育の仕組みを設計（相当に難しい課題だが、・・・）
（まずは、履修要項の改訂など、身近なところからでも、・・・）

実務における今後の論点

・教育改革を考えている学長からの3つの質問に答えてみましょう。

質問1 学位から考える政策動向

質問2 カリキュラムを取り巻く制度

質問3 遠隔授業を改めて確認する

・学内ルールを点検しましょう。

担当：宮林常崇（東京都立大学）

miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

参考. 2022年大学設置基準等改正の主な内容

◆ 総則等理念規定の明確化

- ・ 3ポリシーや自己点検・評価、認証評価と設置基準の関係の整理

◆ 教育研究実施組織

- ・ 教職協働という言葉の意味は次のステップへ

→ Organization を指すのではなく System を指す

◆ 基幹教員制度《経過措置あり・今のところ学部のみ》

- ・ 大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化

→ これに伴い「主要授業科目」の「主要」が明確化

- ・ 常勤以外の教員も最低教員数に参入可能（条件・上限あり）

◆ 指導補助者

- ・ TA（学生など）も授業に参画可能（条件あり）

◆ 単位の計算方法

- ・ 国際通用性を高める

→ 講義・演習と実験・実習・実技の区別を廃止

◆ 卒業の要件

- ・ 在学48か月ルールの緩和

- ・ 卒業要件とDPの関係

◆ 特例制度《認定が必要》

- ・ 特例対象の規定の一部又は全部によらないことが可能に

学長からの質問① 動機付け

学長からの質問です。

何かはじめようとする一部の教職員から『その対応で学生教育にかける時間が減るのであれば本末転倒ではないか』という不満が出てくる。『政策動向だ』と説明するとさらに反発してくる。

どうやって教育機関らしく学内を巻き込めるか考えているのだが、そもそも

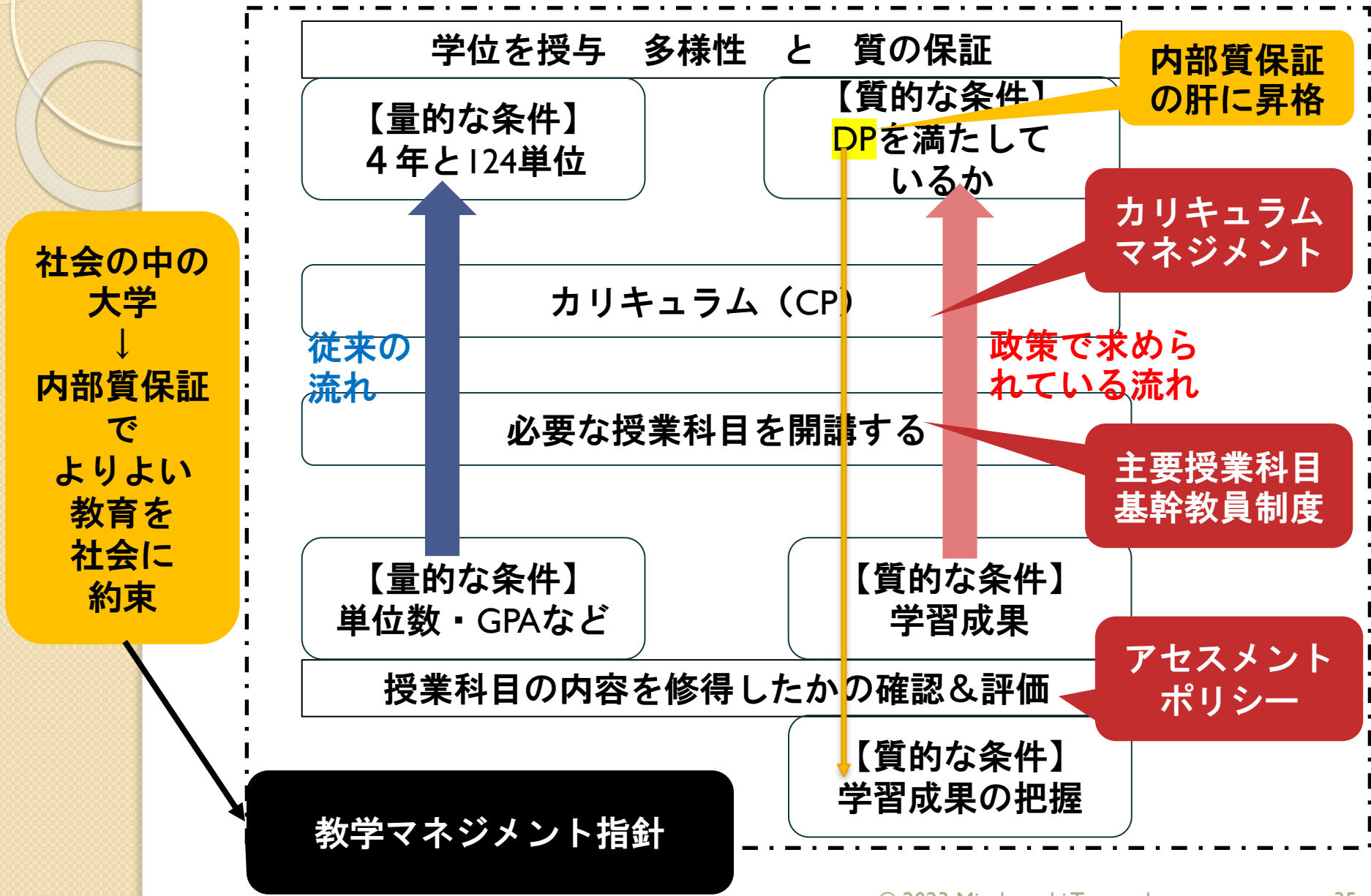
- ・学修（学習）時間の確保
- ・学習（学修）成果の可視化

は何故必要なんだろうか？

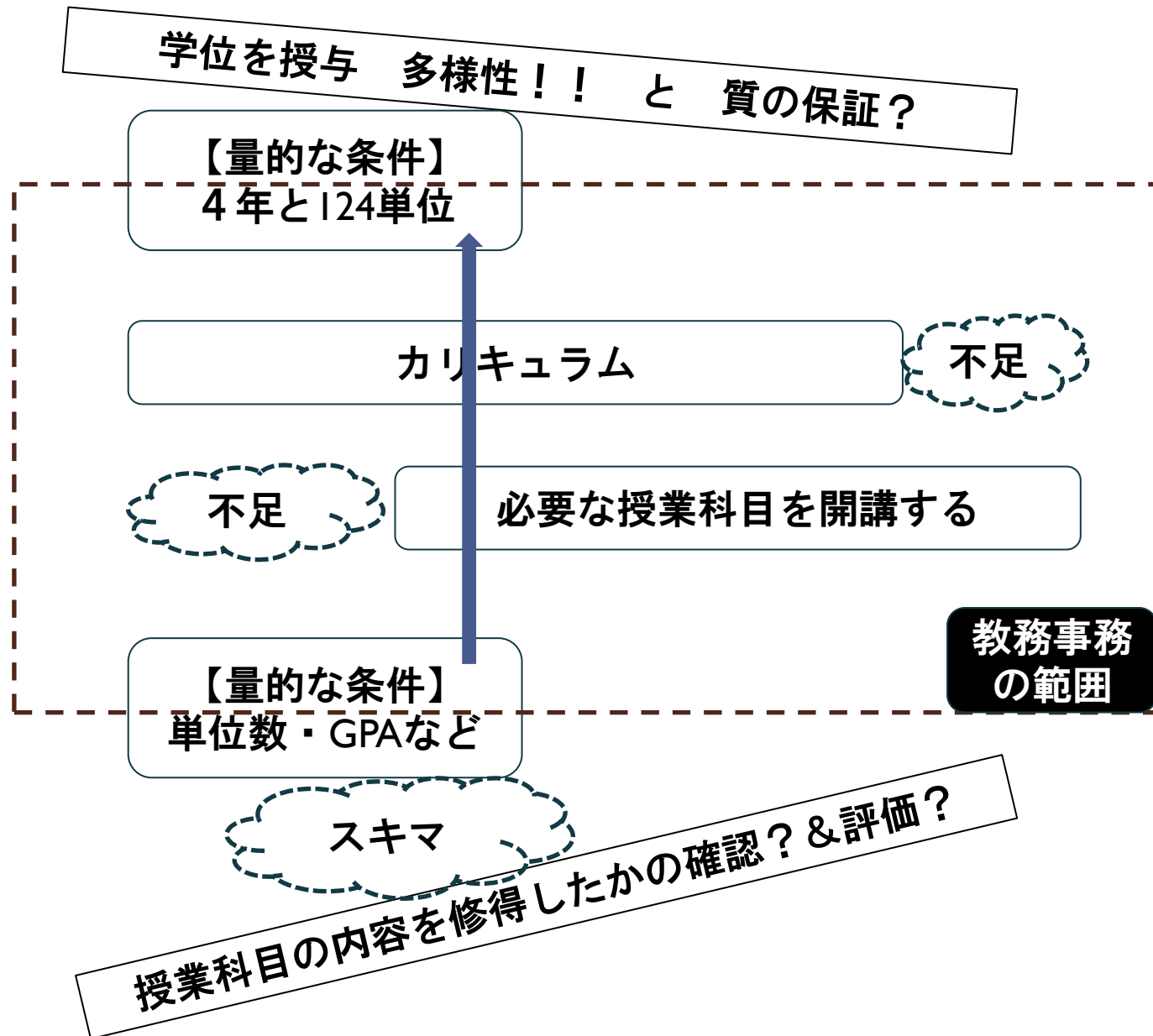
<この問いで考えたいこと>

- ・高校の卒業と大学（学士課程）の卒業の違いは何か？
- ・学位としての「学士」と「修士」・「博士」の違いは何か？

1-1. 現在の政策動向と教務



参考. これまでの教務



1-2. 学位とは

◆ 学位の誕生

- ・ 中世の大学 教授する資格
普遍的な学位授与権を持つ機関としての大学
- ・ アメリカ 研究学位としてのPh.D.
基礎学位としてのバチェラー

◆ 日本の学位の歴史

- ・ 1887年 学位令 博士と大博士（学士は称号）
学位は文部大臣が授与
- ・ 1920年 学位令改正 学位授与権が大学へ
- ・ 1953年 学位規則 修士が新設
- ・ 1991年 学位規則一部改正 学士も学位へ
⇒ **教育の到達点として学位**
そのためにカリキュラムを編成する
- ・ 2008年 「学士課程教育の構築に向けて」
学士力 3つのポリシー

1-3. 学位を授与する

◆ 学校教育法

第104条第1項 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

◆ 学校教育法施行規則

第145条 学位に関する事項は、学位規則の定めるところによる。

◆ 学位規則

第2条 法第104条第1項の規定による学士の学位の授与は、大学が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 法第104条第3項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

⇒博士課程には「単位取得（後）満期退学」という運用が存在する。

第10条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

1-4. 卒業する

◆ 大学設置基準

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、**試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。**

⇒**学習成果を可視化・把握することが必要**

第27条の2 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、**学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。**

⇒**学校教育法が定める（例：学部4年）学修時間の確保が必要**

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第32条 卒業の要件は、**百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。**

【令和4年10月大学設置基準改正通知P31】

大学が定めるとはDPIに基づいて学生の卒業や学位の授与がなされることを念頭としたもの

1-5. アウトプットかアウトカムか

◆ 卒業するための条件

- ・法令：アウトプット
4年在学&卒業に必要な単位を修得
- ・政策の現在地：アウトカム
DPを満たして《学修成果の可視化が必要》学士の学位を授与する

◇ 現場の実際

- ・DPをすべて満たしているか客観的に確認し卒業判定に用いることはなかなか難しい
例 「内気で主体性があるとは言えない」と判定して、卒業させないことはできるのか？

◆ 条文の言葉の意味（解釈）は変化していく

- ・学校教育法 大学の修業年限は4年
- ・大学設置基準 卒業の要件は124単位以上修得+大学が定める

参考. アウトカムへ

◆ 「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」

(令和5年2月 中央教育審議会大学分科会)

- ・ 「教学マネジメント指針」を踏まえた教学の改善・改革の取組や全国学生調査の結果を活用した教学IRの充実など、学修者本位の教育の実現に向けた積極的な取組が進展しつつある。
一方、こうした意欲的な教育改革等に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘や、教学の改善・改革に係る取組が形式的・表層的なレベルに留まっているという指摘もある。
- ・ **大学設置基準をはじめとした質保証システムは、全体として、大学の裁量を高め、先導的・先進的な取組を促すための見直しが行われているが、これは翻って質保証に対する大学自身の責任が強まっていくことの表れでもある。そこで、各大学においては内部質保証を中心とする質保証の営みを充実させ、その中でも特に、一人ひとりの学生が密度の濃い主体的な学修を通じて「卒業認定・学位授与の方針（DP）」に定める資質・能力を身に付けること、すなわち「出口における質保証」の取組を充実・強化することが求められている。**

「出口における質保証」の徹底という観点からは、ディプロマ・ポリシー等において、修得単位数以外の学修成果に関する卒業要件を規定することも考えられる。

1. まとめ

◆学修（学習）時間の確保

- ・そもそも単位とは、学生の学修量を学修時間で計る考え方で20世紀初頭にアメリカで発案されたもの。
- ・学士の学位授与に求められている学修時間は概ね5,400時間
 $120\text{単位} \times (1\text{単位あたり}) 45\text{時間} = 5,400\text{時間}$
(日本はこれに4単位分がさらに加わる)

◆学習（学修）成果の可視化

- ・1単位あたりの学修時間とはあくまで目安に過ぎない。その授業科目の履修で得られる学習成果を獲得するために、標準的な学生であればどの程度の時間が想定されるか、という程度のもの。
- ⇒学修時間を確保することだけに注力することはあまり意味はない。

学長からの質問② カリキュラム

学長からの質問です。

2022年の大学設置基準等改正で授業回数や単位数が今まで以上に自由に設定できるなど、カリキュラムの自由度が増した印象だ。とはいえ、何をどこまでやってしまっているのかが悩ましい。今後カリキュラムを検討する上で、注意すべきことを整理してほしい。

<この問いで考えたいこと>

- ・ 今までの制度は何が問題だったのか？
- ・ 裁量と責任それぞれ何が増したのか？

2-1. 大学設置基準改正の変遷

1991年
大綱化

◆大学に開設を義務付けていた**授業科目の科目区分**（一般教育科目、専門教育科目、外国語科目及び保健体育科目）を**廃止**

◆授業の方法別（講義、演習、実験・実技・実習等）に一律に定められていた**単位の計算方法を、大学の判断により弾力的に定めることが可能に**

◆**必要専任教員数**について、各科目区分ごとに算定する方式を廃止、**收容定員の規模に応じた総数のみを算定**

◆**卒業要件**として定められていた各科目区分ごとの**最低修得単位数**を廃止し、**総単位数（124単位以上）だけを規定**

2022年の
大規模改正

◆**単位制度の国際通用性を確保**
1単位あたりの授業時間数設定の裁量が拡大

◆**アカデミックカレンダー**
15週以外の設定も可能であることを明確化

◆**基幹教員制度の新設**
経過措置あり
主要授業科目の考え方が示された

◆**TAの裁量拡大**
1回全て任せることも可能

◆**卒業要件とDPの関係**
要件に「大学が定める」が追加

2-2. アカデミックカレンダー①

◆ 学期の区分

- ・ 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すもの
- ・ 学期の区分は学則記載事項（学校教育法施行規則第4条第1項第1号）

◆ 卒業の時期

- ・ 9月入学をした学生が**学期の区分に従い**7月に大学を卒業することも可能

◆ 一年間の授業期間

- ・ 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則（第22条）

◆ 各授業科目の授業期間

- ・ 各授業科目の授業は、**十分な教育効果を上げることができるよう**、八週、十週、十五週その他の**大学が定める適切な期間**を単位として行う（第23条）

◆ 定期試験

- ・ 一年間の授業期間（35週）に定期試験の実施週を含めることは ○
- ・ 各授業科目の授業時間数（例 15回の授業回数）に定期試験を含めることは ×

◆ レポート等も含めた多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化

- ・ 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える（第27条）

2-3. アカデミックカレンダー②

◆大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

（令和4年9月30日 4文科高第963号）

- ・「2学期制、1授業科目当たり2単位、15回（週1回）の授業」が基本的な取扱いとなっているところであるが、このような取扱いは、慣行上定着してきたものに過ぎないこと。また、こうした慣行が、授業科目の細分化により体系的な履修がなされないという学修の実質化の課題につながっているとの指摘もあること。これらのことを踏まえ、授業期間の設定や授業期間における授業科目数について、各大学等において考え方を再整理し、必要に応じて見直しを検討することも重要と考えられること。

◆大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）

- ・学年の始期を4月以外に設定する場合は、学年が1年間となるように具体的なスケジュールを明示し、教育課程が体系的に編成されていることを説明してください。
- ・一年間の授業期間や各授業科目の授業期間について、十分な教育効果を確保することができる設定となっていることについて、その考え方を説明してください。

「今のアカデミックカレンダーが教育効果を確保できているか否か」という問いかけは、教学マネージメント指針（授業科目の絞り込み）も関係している。

2-4. アカデミックカレンダーと教育効果

現在、多くの大学で見られる「週1回授業＝2単位」を基本とする取扱いは慣行上のものであり、授業期間や単位数の見直しなどにより、授業科目を弾力的に実施することも可能。

(参考)

- 同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。…**学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。**そのため、…**学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。**（「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）P18）

1週間の時間割イメージ（10科目履修の場合）

	月	火	水	木	金
1			ヨーロッパ政治史		
2	国際法特論		マカ経済学		地域研究
3		グローバル社会論		メディア文化論	
4	市民参加論	国際関係論		国際政治学	
5				国際交流論	

1週間の時間割イメージ（4科目履修の場合）

	月	火	水	木	金
1	グローバル社会論(講義)			地域研究(演習)	
2	グローバル社会論(講義)	マカ経済学(講義)			
3	地域研究(演習)	マカ経済学(講義)		グローバル社会論(演習)	
4			国際政治学(講義)		
5			国際政治学(講義)		国際政治学(演習)

(出典) 文部科学省WEBサイト 令和4年度大学設置基準等の改正について 解説資料
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_05.pdf

2-5. 教育効果の確保と検証

90分授業を15回実施していた大学が

- 13回はいままでの授業回
 - 2回はアクティブ・ラーニング授業回（教員が指定）
- とした場合の例

【ある認証評価の結果】

授業期間を13週とし、不足する授業時間を2週分のアクティブ・ラーニングによる学習によって補うという◎◎大学版クォーター制において、15週にわたる期間を単位として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果の組織的な検証が不十分である。

シラバスにおいて、アクティブ・ラーニング授業回における学習方法の特定が不十分な場合が多い。

また、◎◎大学版クォーター制による教育効果を教員に対するアンケート等により把握する試みは見られるものの、それらの結果に基づく改善の取組が十分に行われておらず、15週にわたる期間を単位として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果の組織的な検証が不十分である。

「慣習上定着していた1授業科目当たり2単位、15回（週1回）の授業」
を変える場合、教育効果の組織的な確保と検証が必要である。

2-6. 単位数の設定①

【大設第21条第2項】

一 単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法【**講義、演習、実験、実習若しくは実技**】に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。

1 単位45時間＝授業時間(15～45時間の間)＋授業外学修時間

【R4.10の改正前は】

- 一 講義・演習は、15～30時間の授業で1単位
- 二 実験・実習・実技は、30～45時間の授業で1単位
- 三 一と二の併用は、大学で定める授業時間で1単位

【ある大学の学則は現在も】

- (1) 講義・演習は、15時間の授業で1単位
- (2) 実験・実習・実技は、30時間の授業で1単位
- (3) 一と二の併用は、別に定める授業時間で1単位

2-7. 単位数の設定②

◆令和4年度大学設置基準等の改正について（文部科学省解説資料）

- ・上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

◆大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

（令和4年9月30日 4文科高第963号）

- ・今回、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定は廃止されるようになるものの、各大学等においては、学生の適切な履修科目の選択等に資するよう、引き続き、各授業科目のシラバス等には、講義や演習、実習等の授業方法についても分かりやすく示す必要があること。このことは、複数の授業方法を組み合わせる場合も同様であること。
- ・「教学マネジメント指針」に記載のとおり、事前学修及び事後学修の内容についてはシラバスに盛り込む必要があるほか、これらに必要な学修時間の目安を示すことも考えられること。

2-8. 単位数の設定③

◆大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）

- ・ **単位時間数について、当該授業による教育効果や時間外学修を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で一単位として設定する際の一単位時間の設定の考え方について説明**してください。また、それ以外の時間を設定する場合には、科目ごとにその理由及び教育効果や時間外学修が担保されていることについて説明してください。
- ・ 学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定する場合、大学設置基準第 21 条等を踏まえ、**単位数の妥当性について説明**してください。
- ・ **履修科目の年間登録上限（CAP制）を設定する場合、個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の観点**を踏まえ、**その設定単位数の考え方について説明**してください。CAP制を設定しない場合は、設定しない趣旨や個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の方策等について説明してください。

「今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討」という問いかけは、**教学マネジメント指針（学修時間の確保）も関係している。**

2-9. 授業担当者①

◆ 授業担当者の制約（大学設置基準第8条）

- ・ 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

◆ 主要授業科目の定義（改正通知P26）

- ・ 「主要授業科目」とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と3つのポリシーとの関係性を踏まえ、各大学等で判断するものであること。
- ・ なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置づけも勘案すること。

「原則として」は改正前の「原則として専任の教授・・・」と同じ意味か？

2-10. 授業担当者②

◆ 情報公開 (QAI7・29)

- ・ **いずれの授業科目が主要授業科目に当たるかについては、基幹教員の要件にも関わるものであり、基幹教員を含む教員全体に係る情報の公表は法令上も求められていることから、シラバス等、学内外から確認できるような形で明記・公表することが望ましい。**
- ・ 学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、各大学等においては、教員に係る情報についても公表することとされており、**今回の改正後の基幹教員の規定を適用した場合には、例えば・・・主要授業科目の担当の有無や単位数といった担当授業科目に係る状況について公表する必要がある。**
- ・ 主要授業科目については、各大学等において**年度を単位として担当の有無を確認する必要**がありますが、単位数に係る要件は特段定めていないほか、当該科目を、当該年度を通じて担当することを求めるものではない。

主要な授業科目についての考え方がより精緻になった。

カリキュラムのチェック：主要授業科目を明確にして公表する。

必要最低教員数のチェック：当該年度の基幹教員は主要授業科目を担当している。

(サバティカルの年度は基幹教員にカウントできない。)

⇒少なくとも、以前のような「主要な授業科目」のざっくり感覚は通用しない。

参考. 基幹教員制度

- ・大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化
- ・教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用の促進や、複数大学等でのクロスアポイントメント等の進展を期待

基幹教員①<必要教員数の3 / 4 以上>

条件1 教育課程の編成その他の学部の運営に責任を担う

条件2 専ら当該大学の教育研究に従事 + **主要授業科目担当**

基幹教員②<必要教員数の1 / 4 まで>

条件1 教育課程の編成その他の学部の運営に責任を担う

条件2 **年間8単位以上の授業科目担当（主要かは問わない）**

*専ら従事していなくてもよい

現在は学部のみ

大学院については
中教審大学院部会
で議論されている

例えば

他大学の 専任・基幹教員

自大学の 他学部でも<1 / 4 まで基幹教員>でカウント
* <3 / 4 以上>カウントした場合はダメ

民間企業の研究者

参考. DPチェックの仕掛け

【ある大学のDP】

ビジネスの場面で初歩的な英会話で
コミュニケーションが取れる

【このDPに対応する授業科目】

ビジネス英会話Ⅱ

【この授業科目の学修成果】

初歩的な売買の場面（例 価格を交渉する）
を英語で対応できる

【その学修成果を獲得できたか確認する方法】

英語圏の大学とオンラインで接続し
初歩的な売買の場면을英語で対応できるか
確認する

【この授業科目が
主要授業科目と
した場合】

基幹教員が

- ・授業を実施
- ・学習成果を把握

することで

- ・3ポリシー見直し
- ・学位授与

がより実質的な
ものになることを
期待している

⇒ずっと非常勤の
ままだとしたら、
それはどうなのか？

2. まとめ

◆アカデミックカレンダー

- ・そもそも定期試験の時期は設定しておきたい。
- ・十分な教育効果を確保することができる設定となっているか。
⇒資格取得が重要な学科は、それに引っ張られる側面もある

◆単位数の設定

- ・講義や演習、実習等の授業方法の区分は引き続き必要である。
- ・教育効果や時間外学修を考慮した設定となっているか。
⇒資格取得が重要な学科は、それに引っ張られる側面もある

◆授業担当者

- ・基幹教員制度／主要授業科目／DPの関係 を整理する必要がある。
⇒全授業科目における主要授業科目の割合も気になる
- ・「原則として」を甘くみたまま問題ないか？

学長からの質問③ 遠隔授業の活用

学長からの質問です。

対面授業でも何回かはオンラインやオンデマンドの授業をやってもよいらしい。例えば15回中2回は全学で遠隔授業の週として固定すれば教職員の働き方改革にもつながる気がするが、何か注意すべき点はあるか？

<この問いで考えたいこと>

- ・そもそも「多様なメディアの活用」とはなんだったのか？
- ・どのような説明責任を果たすことが求められるのか？

3-1. 授業の種類と方法

学則 記載 事項

①面接授業

【大設第25条第1項が根拠の授業】

- ・授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用
- ・授業時数の半数未満は遠隔授業を実施してもよい

②遠隔授業

【大設第25条第2項が根拠の授業】

- ・①の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる

③特例的な措置

【R3.4.2 大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）】

- 感染症や災害の発生等の非常時においては、①面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うことが可能

・授業担当者

主要授業科目は原則として基幹教員
【大設第8条第1項】

・授業補助者

授業の一部を分担させることができる
【大設第8条第3項】

・授業の期間

8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位
【大設第23条】

・実施方法として

「同時双方向型」「オンデマンド型」
【H13 文科省告示第51号】

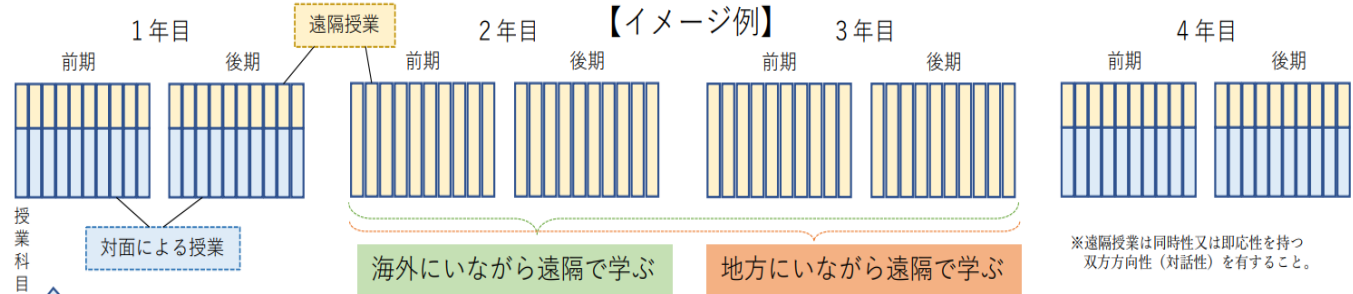
- ・学部は60単位まで【大設第32条第5項】
(大学院は制限なし)

・同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの

- ・①面接授業として扱うため、単位制限はない

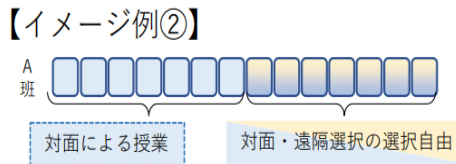
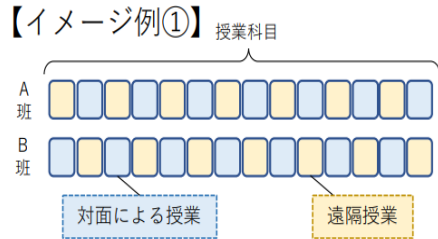
大学の判断・運用で可能な教育活動の展開 (例④)

○遠隔授業は60単位 (約2年相当) まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能。



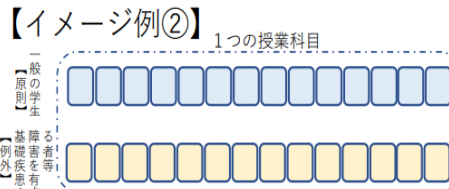
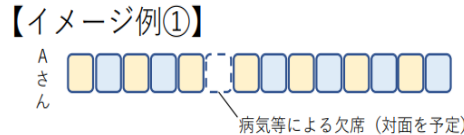
参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」
「大学等における遠隔授業の取扱いについて (周知) (令和3年4月2日)」

○全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、対面による授業として実施可能。



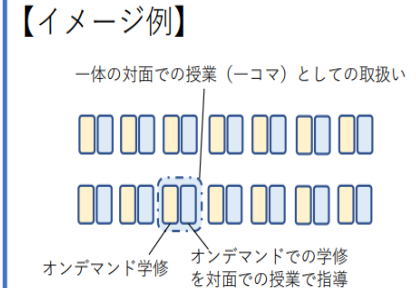
参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付

○特定の学生が病気等により、また、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生等が希望により、結果として対面で受講する授業時数が半分未満となる場合であっても、左記の設計を行う授業科目は、対面による授業として実施可能。



参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付

○分割した授業時数を、一定の条件下※で一体の対面による授業として取り扱うことが可能。



※オンデマンドの取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われる必要があることに留意。

参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付

3-2. 大学における遠隔授業の根拠①

【省令】大学設置基準

(授業の方法)

- 第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

「多様なメディアを高度に利用して」とは何か

平成10年 大学設置基準の一部改正 《同時双方向型》

◇ 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、授業を行う教室以外の場所において当該授業を同時に受講させる授業方法が可能に

平成13年 大学設置基準の一部改正 《オンデマンド型も追加》

◇ テレビ会議方式の遠隔授業に加え、インターネット等を活用した授業方法など同時かつ双方向のものでなくても、一定の要件を満たせば可能に

一定の要件を「告示」として定めている

3-3. 大学における遠隔授業の根拠②

【告示】大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文科省告示51）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの

「かつ (and)」・「又は(or)」に留意

【形態】同時かつ双方向に行われるもの

【場所】教室 か 研究室 か これらに準ずる場所

の両方を
満たす

加えて、平成10年改正の際の通知文では

- ◇ 質問の機会を設けること
- ◇ 受信側に「必要に応じて」教員や補助員を配置すること

3-4. 大学における遠隔授業の根拠③

【告示】大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文科省告示51）

- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、**又は**当該授業を行う教員**若しくは**指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、**設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの**

「かつ(and)」・「又は(or)」 > 「若しくは(or)」に留意

【指導方法】 **1) か 2) のいずれか**により、**設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの**

- 1) 指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面する
- 2) 当該授業を行う教員 **が** 指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用する

の**両方**
を**満た**
す

【意見交換】 **当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの**

3-5. 教育効果の確保と検証

【ある認証評価の結果】

学部において全15回の授業のうち、1回分はオンデマンドを含む遠隔授業で行う「◎◎アップ授業」を新たに始めている。この取り組みでは、科目担当教員の判断のもと、「スタートアップ授業」又は「中間フォローアップ授業」のいずれかをオンデマンド等の遠隔授業で行っており、第1回目の授業を遠隔授業にあてる「スタートアップ授業」の場合には、学生が履修科目を選ぶための情報源としても活用できることとなっている。

また授業期間の中間にあてる「中間フォローアップ授業」は、振り返りと課題で構成しており、授業の振り返りに加えて、課題や小テストを通じて学生自身が到達度を確認することが可能となっている。

特に「スタートアップ授業」によって、学生がさまざまな授業科目の概要を知る機会を増やすとともに、祝日に授業を開講するなどの変則的な学事日程を解消・削減している。革新的な取り組みではあるが、「スタートアップ授業」では、1回分の授業に必要な授業内外の学習を確実に担保し、学生の学習時間を把握するための更なる工夫が求められる。

多様なメディアの活用は、対面授業と同等（かそれ以上）の教育効果の組織的な確保と検証が必要である。

3. まとめ

◆遠隔授業の活用とアカデミックカレンダー

- 「大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文科省告示51）」の趣旨を踏まえる
- 遠隔授業とは
 - 場所や時間帯の制約を緩和できる
 - 一方で学修時間を緩和しているわけではない
 - （倍速視聴 や 2つの授業の同時視聴 はNG）

4-1. 学内ルールの特検

- 教員や事務職員等の役割や連携について学内の規程等に明記
- 基幹教員制度を選択した場合の教育情報の公表
- 主要授業科目とは具体的にどれか
- 授業担当教員とTA等指導補助者の役割分担・責任関係などを明文化
- 学則の根拠

1 単位あたりの授業時間数（第21条）

授業期間（第22・23条）

単位の授与（第27条）

卒業の要件（第32条）

《文科省QA89》

各大学等の学則には、今回の改正前の規定を引用している例も多く見られるところ、今回の改正に合わせて、各大学等において考え方を再整理した上で、学則改正の要否について検討することが必要です。ただし、直ちに当該改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

4-2. 自分の力で理解するために

◆場づくりから

・学内の3段階

教育を語り合う段階

←教員学生だけでなく学生も

解決は目指さず共通認識を図る段階

→学ぶきっかけを得る

ともに作り上げる段階

←研修で得た知識が活かされる

*小さく&各地で成功体験を積み上げる方法もある

・高等教育政策は同じ用語でも持つ意味が変化する

定期的に情報収集&能力開発する場を意識的に設ける（孤軍奮闘はNG）

◆政策対応に **ズバリ正解** はなく **日々全員で向かっていることが重要**

◆政策を自大学の文脈に落とし込む主役はコンサルでなく職員

政策に 使われるのではなく、使う を目指す

教務系SDの全体像

【講習会で学ぶ】

大学教務実践研究会

◆基本を網羅的に

「教務系初任者向け講習会」

(毎年6～7月)

◆大学の裁量を理解する 組織を動かすコツを学ぶ

「教務系中堅職員向け講習会」

(毎年10月)

◆最新政策・制度動向を理解する

「課題検討フォーラム」

(今年は12月16日)

【テキストで学ぶ】

玉川大学出版部

◆基本を網羅的に

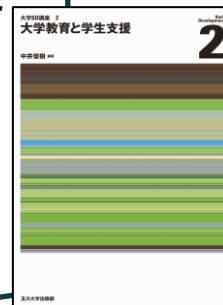
大学SD講座2 大学教育と学生支援

第2章 カリキュラム

第3章 履修指導

第4章 単位認定

第5章 学籍管理と卒業認定 など



◆日々の業務に

大学の教務Q&A 第2版

コロナ禍や大学設置基準改正等を
踏まえた全面改訂 (8月新刊)



◆合宿タイプの新設 愛媛大学教育企画室

大学教育国際化コーディネーター養成講座 今年度は5/19-20 愛媛

教務事務担当者講座 (初級編) 今年度は11/16-17 高知

ご清聴ありがとうございました

3 実務における今後の論点（担当 宮林）
の投影資料をご希望の方は

2023.12.16（土）～2024.1.5（金）までに

miyabayashi.tsune.2@gmail.com へご連絡ください。

2024.1.14（日）ごろまでに、ご連絡いただいたメールアドレスへ
データをお送りします。

お問い合わせ・研修や講演等のご依頼等は

miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

へお願いいたします。